

福岡アジア美術館施設拡充等事業手法基礎調査業務委託
企画提案募集要項

令和8年9月
福岡市

目次

1 業務委託契約の概要.....	- 2 -
2 この提案競技に参加する者に必要な資格.....	- 2 -
3 スケジュール.....	- 3 -
4 質問書の提出	- 3 -
5 参加申請・企画提案書の提出	- 4 -
6 審査・契約相手方の決定方法	- 6 -
7 その他の留意事項.....	- 7 -
8 提出・問い合わせ先.....	- 7 -
9 添付資料	- 8 -

Ⅰ 業務委託契約の概要

(1) 業務名

福岡アジア美術館施設拡充等事業手法基礎調査業務委託

(2) 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

(3) 趣旨

本業務は、警固公園地下駐車場跡地を活用したアジア美術館の施設拡充について、現在公募を実施している基本設計との整合を図りつつ、実施設計以降の最適な事業手法の決定に向けた調査等を目的とする。

本事業においては、これまでに代表的な事業手法について検討を行っており、本業務では、これらの既存検討成果を踏まえつつ、最新の設計条件、施工条件及び市場動向等を反映した検証を行い、複数の事業手法を比較検討する。そのうえで、令和8年度中に市場調査を実施し、有力な事業手法を絞り込み、内部意思決定に資する検討資料の作成等を実施する。

(4) 提案限度額

22,457 千円（上限額、消費税相当額を含む）

※上限額を超える場合は、失格とする。

※事業手法の決定（令和9年度を想定）に向け、本業務の成果を踏まえた継続的な検討支援が必要となったとき、予算の議決を前提として、本業務の履行状況を踏まえ、本市が引き続き当該事業者へ業務を委託することが適当と判断した場合には、本市と当該事業者との協議により、特命随契により当該事業者に委託することができるものとする。

(5) 企画提案の内容

資料Ⅰ「仕様書(案)」のとおり

2 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同事業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次のすべてを満たしている必要がある。なお、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。（福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと）。
- (5) 消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

3 スケジュール

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年 9月 17日(木) |
| (2) 質問書締切 | 令和8年 10月 1日(木) 17時 |
| (3) 質問の回答 | 令和8年 10月 6日(火) (予定) |
| (4) 参加申請・企画提案書締切 | 令和8年 10月 23日(金) 17時 |
| (5) 評価委員会による審査 | 令和8年 11月 2日(月) (予定) |
| (6) 事業者決定および通知 | 令和8年 11月上旬 (予定) |

4 質問書の提出

- (1) 質問書提出期限
令和8年 10月 1日(木) 17時まで
- (2) 質問書提出先
「8 提出・問い合わせ先」を参照。
- (3) 質問書提出方法
様式1「質問書」により、「8 提出・問い合わせ先」に示すメールでのみ受け付ける。

なお、様式Ⅰ「質問書」を提出した際は、「8 提出・問い合わせ先」に記載する電話番号に連絡すること。

(4) 質問についての回答

回答は、令和8年10月6日(火)に福岡市のホームページ上に掲載する予定。

5 参加申請・企画提案書の提出

(1) 提出締切

令和8年10月23日(金)17時まで(必着)

(2) 提出方法

提出先へ(5)の提出書類の正本、副本を郵送(締切日時必着)し、データはメールにて提出のこと。郵送は特定記録または簡易書留とし、メールにて送付後に必ず(4)に記載する電話番号に連絡すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」(※()は各々必要事項を記載)とすること。

(3) 提出部数

①参加申請書 正本：1部

電子データ：1ファイル

②企画提案書 原本：正本1部、副本9部

電子データ：各1ファイル(正本、副本)

(4) 提出先・問い合わせ先

「8 提出・問い合わせ先」を参照。

(5) 提出書類

ア 参加申込書関係

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者にとっては、②～④の提出を免除する。(②～⑤は、契約締結日までに提出することも可とする。)

① 提案競技参加申請書(様式2)

注)JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること(書式は自由)。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 登記事項証明書(法人の場合)

注)法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

注) 本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注) 法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注) 福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税および地方消費税納税証明書

注) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥ 委任状(様式第2-2号)

注) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第2-2号により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書(様式第2-3号)

注) 様式第2-3号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿(様式第2-4号)

注) 様式第2-4号に、代表者および役員(力の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注) 個人の場合は、様式第2-5号をもとに作成のうえ提出すること。

イ 提案書関係

① 提案書の内容

資料1「仕様書(案)」、資料2「提案書作成要領」を参照のうえ作成すること。

② 提案書と同時に提出する書類

同種又は類似業務の実績表（様式 4）、見積書（様式任意）

6 審査・契約相手方の決定方法

提案内容を審査し、最も優秀な企画提案を選定する提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、下記のとおり実施する。

なお、本提案競技に参加する者が 1 社であった場合でも、審査・選定は実行する。

(1) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、契約を締結した場合に当該事業を主に担当するものが行うこと。

なお、プレゼンテーションの詳細な時間・実施方法は、対象事業者にメールにて通知する。

① 日時

令和 8 年 11 月 2 日(月)（予定）

② 時間

25 分（説明 10 分・質疑応答 15 分 ※提案者数によって説明時間を変更する場合あり）

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。

(3) 採点方法

提案内容について資料 3「評価項目配点表」による評価委員会での審査に基づき、最も得点の高い者を最優秀提案者として契約相手方候補とする。最高得点者が複数のときは、資料 3「評価項目配点表」に示す「有力手法の絞り込み及び意思決定支援」の点が最も高い者を契約相手方候補とする。

(4) 配点

合計点は 100 点満点とし、内容点 90 点及び価格点 10 点により評価する。各項目の配点および算出方法は、資料 3「評価項目配点表」のとおり

(5) 最低基準について

各提案者の得点は、各評価委員の採点の平均点とする。平均点は小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで算出する。平均点が 60 点に満たない場合は、最優秀提案者として選定しない。

(6) 結果通知

令和 8 年 11 月上旬頃、メール等で担当者に連絡する。また、最優秀提案者及び次点提案者については福岡市のホームページにおいて公表する。

※審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

(7) 契約相手方決定後の手続

最優秀提案者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

(8) 契約保証金

本業務の受託者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約の締結前に納付する必要がある。

ただし、福岡市契約事務規則第 25 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

7 その他の留意事項

- (1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された提案書は業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用するのではない。
- (7) 提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (8) 参加申請及び提案書提出後に審査を辞退する場合は、様式 3「提案競技参加辞退届」を提出すること。
- (9) 本委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することは禁止する。
- (10) 条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、評価委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とすることがある。
- (11) 提案書作成にあたり、希望者に令和 7 年度に実施した「福岡アジア美術館施設拡充等基本計画策定・最適事業手法検討支援業務委託」の成果品（抜粋）を提供する。希望者は様式 6「資料提供依頼書」を 10 月 23 日(金)17 時までに提出・問い合わせ先にメールにて送付すること。なお、第三者への提示、譲渡は一切認めない。

8 提出・問い合わせ先

福岡市経済観光文化局アジア美術館課長（魅力向上検討担当）

〒812-0027 福岡市博多区下川端町 3-1 リバレインセンタービル 7・8 階

電話番号：092-263-1107 FAX:092-263-1105

メールアドレス：miryokukoujou.GAPB@city.fukuoka.lg.jp

9 添付資料

【 資 料 】

- 資料 1 仕様書(案)
- 資料 2 提案書作成要領
- 資料 3 提案項目配点表

【 様 式 】

- 様式 1 質問書
- 様式 2 提案競技参加申請書
- 様式 3 提案競技参加辞退届
- 様式 4 同種又は類似業務の実績表
- 様式 5 資料提供依頼書
- 様式第 2-2 委任状
- 様式第 2-3 誓約書
- 様式第 2-4 役員名簿
- 様式第 2-5 個人用財務諸表
- 参 考 共同事業体協定書ひな形
- 参 考 共同事業体構成団体一覧ひな形

以上